

図4 令和6年度個人住民税(令和5年所得)の修正申告をした

例：令和6年度個人住民税(令和5年所得)の修正申告をしたことにより、令和6年度個人住民税所得割が減少し、当初調整給付額に不足が生じた3人家族の場合

- 令和6年度個人住民税
当初調整給付時 (住民税所得割^①多)

個人住民税額 (所得割)	50,000円
定額減税可能額 ※個人住民税のみ	30,000円
当初調整給付額	0円



- 令和6年度個人住民税
不足額給付時 (住民税所得割^②少)

個人住民税額 (所得割)	20,000円
定額減税可能額 ※個人住民税のみ	30,000円
個人住民税分控除不足額	10,000円

※定額減税可能額 = 『本人+控除対象配偶者+扶養親族』 × 1万円

(「推計所得額の控除不足額」と「所得税の控除不足額」が0円の場合)

差額の**1万円**を不足額給付として給付

※端数は、1万円単位で切り上げ

【解説】「推計所得税の控除不足額」及び「所得税の控除不足額」が0円とした場合

令和6年度個人住民税の当初調整給付時には個人住民税所得割額が5万円、個人住民税分の定額減税可能額が3万円であり、住民税から3万円を引ききれぬため、当初調整給付は0円であったが、当初調整給付後に令和6年度個人住民税の修正申告を行ったことで、個人住民税所得割が2万円に減少した場合。

本ケースでは、減少後の個人住民税所得割で不足額給付の算定を行うため、個人住民税所得割が2万円、個人住民税分の定額減税可能額が3万円、不足額給付時の個人住民税分控除不足額(=本来給付すべき所要額)は1万円となり、当初調整給付0円との差額の1万円が、不足額給付として給付されます。